令和7年度 会計年度任用短時間勤務職員(美術専門員)募集要項

美術専門員を募集します。

1 募集職種

美術専門員(相模原市 会計年度任用短時間勤務職員)

2 募集人員

若干名

- 3 応募資格(2項目両方を満たすこと)
 - (1) 学芸員資格を有すること(令和6年度末取得見込みを含む。)
 - (2) 美術を専門に学び、学芸業務の実施に必要な知識、技能、経験を有すること

4 勤務地

アートラボはしもと(相模原市中央区矢部新町3-15青少年学習センター内) 相模原市民ギャラリー(相模原市中央区相模原1-1-3セレオ相模原ビル4階)

5 主な職務内容

- (1) 美術に関する調査・研究
- (2) 事業の開催に関すること
- (3) 市が共催する団体との事業の開催に関すること
- (4) アートラボはしもと再整備にかかる業務
- (5) 施設運営に関すること
- (6) 美術資料コーナーの運営に関すること
- (7) 市が所蔵する美術品の管理・保管
- (8) その他所属長が必要と認めた業務

なお、アートラボはしもと勤務の場合、相模原市民ギャラリーの業務を行うこともあります。それぞれの業務内容については、「アートラボはしもと・相模原市民ギャラリー美術専門員の業務内容について」をご覧ください。

6 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※人事評価によって令和8年度以降、再度の任用を行う場合があります。

7 勤務日・勤務時間

週4日、休館日(水曜日)を除く日曜日から土曜日のうち指定日

1日につき7時間45分

原則、午前8時30分~午後5時15分(休憩1時間)を基本に、以下の勤務を指定 する場合があります。

午前10時~午後6時45分(休憩1時間)

午前11時15分~午後8時(休憩1時間)

午後1時15分~午後10時(休憩1時間)

※年次有給休暇、夏季休暇、慶弔に係る休暇等の制度があります。

8 報酬額

月額195,700円~206,900円

- ※報酬額については、改正により変更される場合があります。
- ※費用弁償(交通費)、時間外勤務手当に相当する報酬、期末手当、勤勉手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

9 応募方法

令和6年12月20日(金)午後5時までに、次の書類を相模原市民ギャラリーに提出 (郵送の場合は必着)してください。

なお、郵送の場合、書留・簡易書留によらない郵便事故については一切考慮しません。

- (1) 令和7年度会計年度任用短時間勤務職員選考申込書
- (2)活動等経歴書
- (3) 作文
- (4) 学芸員資格取得(見込) 証明書

10 選考方法

- (1) 第1次選考 書類選考
- (2) 第2次選考 個別面接(第1次選考の合格者のみ)

11 応募等にあたっての留意事項

- (1) 応募書類の作成等
 - ア 「令和7年度会計年度任用短時間勤務職員選考申込書」の「その他」欄に以下の 事項を記入してください。
 - (ア) 普通自動車 (第1種) 免許の取得の有無
 - (イ) アドビ株式会社のイラストレーター及びフォトショップの操作の可否
 - イ 「活動等経歴書」には、学歴のほか、美術・アート事業の実施に携わった経験についての内容を具体的に記入してください。(ご自身の作品の紹介ではありません)
 - ウ 作文は、「相模原市の芸術・文化振興に向けて取り組みたいこと」をテーマに 1,200 字以内で書いてください。
 - エ 学芸員資格取得 (見込) 証明書は、写しも可
 - オ 応募にあたっては、アートラボはしもと及び相模原市民ギャラリーについて、市 ホームページをご確認ください。
- (2) 結果通知等
 - ア 第1次選考の結果は、合否に関わらず郵送で通知します。
 - イ 第1次選考の合格者には、第2次選考(個別面接)を実施します。
 - ウ 第2次選考は、令和7年1月10日(金)に相模原市民ギャラリー会議室で実施 予定です。時間、会場等の詳細は、第1次選考の合格通知と合わせお知らせします。
 - エ 第2次選考の結果も、合否に関わらず通知します。
 - オ 電話等による合否の問い合わせには、一切応じられません。

12 その他

- (1) アートラボはしもとは、再整備のため青少年学習センター内の仮事務所で業務を 行っています。
- (2) 応募資格、勤務条件、業務内容など、ご不明の点がありましたらご遠慮なくお問い合わせください。

相模原市市民局 文化振興課 相模原市民ギャラリー

住所 〒252-0231 相模原市中央区相模原1-1-3 セレオ相模原4階

電話 042 (776) 1262 午前9時~午後5時

(休館日 毎週水曜日、年末年始12月29日~1月3日)